

法務省 民商 第2993号

平成23年12月12日

法務局民事行政部長 殿
地方法務局長 殿

法務省民事局民事第二課長
法務省民事局商事課長

経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律の施行について（依命通知）

登録免許税法（昭和42年法律第35号）に係る事務については、昭和42年7月22日付け法務省民事甲第2121号民事局長通達「登録免許税法の施行に伴う登記事務の取扱いについて」等により取り扱われているところですが、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成23年法律第114号。以下「改正法」という。）が本月2日に公布されるとともに、施行され、これにより、登録免許税法が下記のとおり改正されましたので、貴管下登記官に周知方取り計らい願います。

記

- 1 登録免許税法第31条第1項中「掲げる」が「定める」と改められた（改正法第5条）。
- 2 登録免許税法第31条第2項中「1年」が「5年」と改められた（改正法第5条）。
- 3 1及び2については、施行日の翌日以降に受ける登記等に係る登録免許税について適用し、施行日以前に受けた登記等に係る登録免許税については、なお従前の例によるとされた（改正法附則第31条）。